

## 公営企業（企業庁）のあり方検討委員会 設置要綱

### （設置）

第1条 地方公営企業の運営に関する制度見直しや市町村合併など状況の変化を踏まえ、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討するため、公営企業（企業庁）のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （議事事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 水道用水供給事業、工業用水道事業、電気事業の政策上の位置づけやその必要性及び今後の経営形態のあり方に関すること。
- 二 その他、企業庁に関することで知事が特に意見を求めること。

### （構成）

第3条 委員会の委員は、学識経験者及び県民で構成する。

### （座長）

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会は、知事の要請に基づいて、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 委員会は、原則公開とする。

### （関係者の出席）

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

### （事務局）

第7条 委員会の事務局は、政策部、環境森林部、総務部とし、庶務は総務部で行う。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行する。